

第1章 総則

（目的）

第1条 この弁護士報酬基準は、当事務所が事件受任に当たって受任の範囲を明確にし、その費用を明らかにすることによって、依頼者と弁護士との間の認識を共通にして、その後のトラブルが発生することを防止するとともに、相互理解に基づく信頼関係を創設することを目的とする。

（弁護士報酬の種類）

第2条 弁護士が依頼者から支払を受ける報酬としては、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、時間制報酬、顧問料及び日当がある。

2 前項の用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 法律相談料 依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定のほか、電話、電子メール、ファックス等による相談を含む。）の対価をいう。
- (2) 書面による鑑定料 依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
- (3) 着手金 民事の訴訟事件、契約締結交渉、刑事弁護事件など、事件又は法律事務の結果に成功、不成功が生じるものについて、弁護士が依頼を受けて行う業務に対する対価として、依頼を受ける際当初に支払うべき金員をいう。なお、結果の成功、不成功を問わず、返金しない。
- (4) 報酬金 事件又は法律事務について、成功の結果が得られたとき、得られた結果に対して、着手金とは別に支払う金員をいう。なお、事件の結果が判明した時点で、成功の程度に応じた金額の報酬が発生する。全く成功の結果が得られなかった場合には発生しない。
- (5) 手数料 原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
- (6) 時間制報酬 依頼者との協議により、1時間当たりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる委任事務処理の対価をいう。
- (7) 顧問料 契約によって定める内容の法律事務を、継続的に行うことの対価をいう。
- (8) 日当 弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

（弁護士報酬の支払時期）

第3条 着手金は、事件等の依頼を受けた時に、報酬金は、事件の処理が終了した時に、その他の弁護士報酬は、依頼者との協議により定められた時に、それぞれ支払うものとする。

（事件等の個数）

第4条 弁護士報酬は、1件ごと（人単位かつ事件単位）に定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、弁護士報酬について着手金及び報酬金という定め方をした場合において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

（複数の弁護士が関与する場合）

第5条 受任した事件の処理について、弁護士の側の事由により、他の弁護士が関与することとなった場合においても、弁護士報酬の算出に当たっては1件の事件として扱う。

- 2 受任した事件の処理について、依頼者の意思に基づいて他の弁護士が関与することとなった場合は、それに伴う弁護士費用の増額分については、依頼者が負担する。
- 3 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めた場合は、それに伴う弁護士費用の増額分については、依頼者が負担する。

(弁護士の説明義務等)

- 第6条 弁護士は、依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明するものとする。
- 2 弁護士は、事件等を受任した後、必要に応じ、速やかに、委任契約書を作成し、契約を締結する。
 - 3 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載する。
 - 4 弁護士は、依頼者からの要望があった場合、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付する。

(弁護士報酬の減免又は増減額等)

- 第7条 この弁護士報酬基準に定める弁護士報酬は、依頼者と弁護士との協議により個別の委任契約により変更、修正することができる。ただし、変更、修正する場合にはその内容を委任契約書に明示しなければならない。
- 2 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、弁護士は、第3条及び第2章から第7章までの規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更若しくは分割し又はこれを減額若しくは免除することができる。
 - 3 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事情により、着手金を規定どおり受け取ることが相当でないときは、弁護士は、第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議の上、着手金を減額して報酬金を増額することができる。ただし、着手金及び報酬金の合計額は、第3章の規定により算定される着手金及び報酬金の合計額を超えないものとする。
 - 4 依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、第3章から第7章までの規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は、依頼者と協議の上、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

(消費税に相当する額)

- 第8条 この弁護士報酬基準に定める弁護士報酬は、消費税を含む金額とする。消費税率の変更があった場合には、変更後の金額に置き換えるものとする。

第2章 法律相談料等

(法律相談料等)

- 第9条 法律相談料等は、30分ごとに5500円以上とする。

(書面による鑑定)

- 第10条 書面による鑑定料は、11万円から33万円までの範囲内で定める。
- 2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は、依頼者と協議の上、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第11条 第3章第1節の着手金及び報酬金については、この弁護士報酬基準又は委任契約に別段の定めがある場合を除き、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益—算定可能な場合)

第12条 第11条の経済的利益の額は、契約に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- (1) 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）
- (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- (4) 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額
- (5) 所有権は、対象たる物の時価相当額
- (6) 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、第(6)号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- (9) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- (10) 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第(5)号、第(6)号、第(8)号及び第(9)号に準じた額
- (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- (13) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
- (14) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- (15) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

(経済的利益算定の特則)

第13条 第12条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで減額するものとする。

- 2 第12条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、経済的利益の額を紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで増額するものとする。
 - (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、第12条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
 - (2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、第12条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益—算定不能な場合)

第14条 第12条の規定により経済的利益の額を算定することができないときは、原則として、その額を800万円とする。ただし、依頼者と協議の上、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(民事事件)

第15条 訴訟事件、非訟事件、行政審判等事件及び仲裁事件（第16条に定める仲裁センター事件を除く。）の着手金及び報酬金は、契約に特に定めない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
125万円以下の場合	11万0000円	17.6%
125万円を超え300万円以下の場合	8.8%	
300万円を超え3000万円以下の場合	5.5%+9万9000円	11%+19万8000円
3000万円を超え3億円以下の場合	3.3%+75万9000円	6.6%+151万8000円
3億円を超える場合	2.2%+405万9000円	4.4%+811万8000円

(調停事件、示談交渉及び仲裁センター事件)

第16条 調停事件、示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第2条第1号に定める民間紛争解決手続の業務を行う機関等への申立事件（以下「仲裁センター事件」という。）の着手金及び報酬金は、契約に特に定めない限り、それぞれ第15条又は第19条の各規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができる。

- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、契約に特に定めない限り、第15条又は第19条の各規定により算定された額の2分の1とする。
- 3 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、契約に特に定めない限り、第15条又は第19条の各規定により算定された額の2分の1とする。
- 4 前3項の着手金は、11万円（第19条の規定を準用するときは、5万5000円）を最低額とする。

(契約締結交渉)

第17条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
700万円以下の場合	11万0000円	2.2%+6万6000円
700万円を超え3000万円以下の場合	1.1%+3万3000円	
3000万円を超え3億円以下の場合	0.55%+19万8000円	1.1%+39万6000円
3億円を超える場合	0.33%+85万8000円	0.66%+171万6000円

- 2 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。

(督促手続事件)

第18条 督促手続事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定

する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
250万円以下の場合	5万5000円	8.8%
250万円を超え300万円以下の場合	2.2%	
300万円を超え3000万円以下の場合	1.1%+3万3000円	5.5%+9万9000円
3000万円を超え3億円以下の場合	0.55%+19万8000円	3.3%+75万9000円
3億円を超える場合	0.33%+85万8000円	2.2%+405万9000円

2 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第15条の規定により算定された額と前項の規定により算定された額との差額とする。

3 督促手続事件の報酬金は、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。

4 前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金及び報酬金として、第26条の規定により算定された額を受け取ることができる。

(手形、小切手訴訟事件)

第19条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
125万円以下の場合	5万5000円	8.8%
125万円を超え300万円以下の場合	4.4%	
300万円を超え3000万円以下の場合	2.2%+6万6000円	5.5%+9万9000円
3000万円を超え3億円以下の場合	1.65%+23万1000円	3.3%+75万9000円
3億円を超える場合	1.1%+188万1000円	2.2%+405万9000円

2 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第15条の規定により算定された額と前項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は、第15条の規定を準用する。

(土地又は建物の明渡しに関する事件)

第20条 土地又は建物の明渡しに関する事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

事件の内容	着手金	報酬金
調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件	16万5000円以上	16万5000円以上
	44万0000円以下	44万0000円以下
訴訟事件	22万0000円以上	22万0000円以上
	66万0000円以下	66万0000円以下

2 第15条又は第16条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、第15条又は第16条の規定による。

3 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。

4 調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。

(境界に関する事件)

第21条 境界に関する事件(境界確定を含む所有権に関する事件を含む。)の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

事件の内容	着手金	報酬金
調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件	27万5000円以上 44万0000円以下	27万5000円以上 44万0000円以下
訴訟事件	44万0000円以上 66万0000円以下	44万0000円以上 66万0000円以下

- 2 第15条又は第16条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の規定による額を上回るときは、第15条又は第16条の規定による。
- 3 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第3項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。
- 4 境界に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とする。

(借地非訟事件)

第22条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとする。

借地権の額	着手金
5000万円以下の場合	22万0000円以上 55万0000円以下
5000万円を超える場合	前段の額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。
- (1) 申立人については、申立てが認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第15条の規定により算定された額
- (2) 相手方については、その申立てが却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第15条の規定により算定された額
- 3 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
- 5 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

(従業員の地位に関する事件)

第23条 従業員の地位に関する事件（解雇、退職、配置転換、労働条件の変更等に関する事件をいう。）の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

事件の内容	着手金	報酬金
調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件	22万0000円以上 44万0000円以下	22万0000円以上 44万0000円以下
訴訟事件又は労働審判事件	33万0000円以上 66万0000円以下	33万0000円以上 66万0000円以下

- 2 従業員の地位に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、前項の規定による額の2分の1とする。
- 3 従業員の地位に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件又は労働審判事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
- 4 従業員の地位に関する労働審判事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
- 5 前4項において、退職金、未払賃金、解決金、慰謝料など財産給付を伴うとき（財産給付の請求を受ける場合を含む。）は、弁護士は、その経済的利益の額を基準として、第15条又は第16条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

(クレーム等に関する事件)

第24条 クレーム等に関する事件（法的な根拠に乏しい請求、嫌がらせ等に類すると判断される事件をいう。）の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

事件の内容	着手金	報酬金
調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件	11万0000円以上 33万0000円以下	11万0000円以上 33万0000円以下
訴訟事件	22万0000円以上 55万0000円以下	22万0000円以上 55万0000円以下

- 2 第15条又は第16条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の規定による額を上回るときは、第15条又は第16条の規定による。
- 3 クレーム等に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の2分の1とする。
- 4 クレーム等に関する示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟事件を受任する時の着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の2分の1とする。

(保全命令申立事件等)

- 第25条 仮差押え及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第15条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、第15条の規定により算定された額の3分の2とする。
- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第15条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、第15条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。
- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第15条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、第26条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けるものとする。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、11万円を最低額とする。

(民事執行事件等)

- 第26条 民事執行事件の着手金は、第15条の規定により算定された額又は第20条の規定による額の2分の1とする。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第15条の規定により算定された額又は第20条の規定による額の4分の1とする。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第15条の規定により算定された額又は第20条の規定による額の3分の1とする。
- 4 執行停止事件の着手金は、第15条の規定により算定された額又は第20条の規定による額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、第15条の規定により算定された額又は第20条の規定による額の3分の1とする。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第15条の規定により算定された額又は第20条の規定による額の4分の1の報酬金を受けることができる。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万5000円を最低額とする。

(破産、特別清算、会社更生事件)

- 第27条 事業者の破産、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額とする。ただし、当該各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれる。
- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 事業者の自己破産事件 | 55万円以上 |
| (2) 事業者の自己破産以外の破産事件 | 55万円以上 |
| (3) 特別清算事件 | 110万円以上 |
| (4) 会社更生事件 | 220万円以上 |
- 2 前項の各事件の報酬金は、第15条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。
- 3 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件(免責異議申立事件を含む。)のみを受任した場合の着手金については、第1項第(2)号の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金については、前項の規定を準用する。
- 4 非事業者の自己破産事件の着手金は、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、22万円以上55万円以下とする。
- 5 非事業者の自己破産事件の報酬金は、前項の規定による着手金額を上限として受けることができる。

(民事再生事件)

- 第28条 事業者の民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、110万円以上とする。
- 2 依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、執務量及び既に受けている着手金及び報酬金の額を考慮した上で、月額で定める弁護士報酬を受けることができる。
- 3 民事再生事件の報酬金は、第15条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定に当たっては既に受けている前項の規定による月額で定める弁護士報酬の額を考慮する。
- 4 非事業者の民事再生事件(小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を含む。)の着手金は、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、33万円以上66万円以下とする。ただし、債権者数が50社を超える場合又は居住用不動産を除く総財産の価額が3000万円を超える場合には、第1項の規定を準用することができる。

- 5 非事業者の民事再生事件（小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を含む。）の報酬金は、前項の規定による着手金額を上限として受けることができる。ただし、債権者数が50社を超える場合又は居住用不動産を除く総財産の価額が3000万円を超える場合には、第3項の規定を準用することができる。

（任意整理事件）

第29条 第27条及び第28条に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という。）のうち、事業者に関する事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、55万円以上とする。

- 2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当原資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおりとする。

(1) 弁護士が債権取立て、資産売却等により集めた配当原資額があるとき

弁護士が債権取立て、資産売却等により集めた配当原資額	報酬金
500万円以下の場合	16.5%
500万円を超え1000万円以下の場合	11%+27万5000円
1000万円を超え5000万円以下の場合	8.8%+49万5000円
5000万円を超え1億円以下の場合	6.6%+159万5000円
1億円を超える場合	5.5%+269万5000円

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額があるとき

依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額	報酬金
5000万円以下の場合	3.3%
5000万円を超え1億円以下の場合	2.2%+55万0000円
1億円を超える場合	1.1%+165万0000円

- 3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、第28条第3項の規定を準用する。
- 4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、第3章第1節の規定により算定された報酬金を受けることができる。
- 5 非事業者の任意整理事件の着手金は、3万3000円×債権者数とする。ただし、債権者が同一の法人であっても別の支店である場合には、別の債権者とする。
- 6 非事業者の任意整理事件の報酬金は、1債権者について、2万2000円に第(1)号又は第(2)号の規定により算定される額を加算した金額とする。ただし、個々の債権者と和解が成立する都度、当該債権者についての報酬金を請求することができる。
- (1) 当該債権者主張の元金（ただし、利息制限法の制限を超える約定利率による金銭消費貸借取引については、引き直し計算後の残元金をいう。）と和解金額との差額の11%相当額
- (2) 過払金の返還を受けたとき（訴訟又は強制執行による場合を含む。）は、返還を受けた過払金の22%相当額
- 7 債権者数が50社以上の非事業者の任意整理事件の着手金及び報酬金については、第1項から第4項までの規定を準用することができる。

（行政上の不服申立事件）

第30条 行政上の異議申立て、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第15条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、第15条の規定により算定された額の

- 2分の1とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、第15条の規定を準用する。
- 2 前項の着手金は、11万円を最低額とする。

第2節 家事事件

(家事事件)

第31条 家事事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

事件の内容	着手金	報酬金
調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件	22万0000円以上 55万0000円以下	22万0000円以上 55万0000円以下
審判事件	22万0000円以上 55万0000円以下	22万0000円以上 55万0000円以下
訴訟事件	33万0000円以上 66万0000円以下	33万0000円以上 66万0000円以下

- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、前項の規定による額の2分の1とする。
- 3 調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き審判事件又は訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
- 4 前3項において、慰謝料など財産給付を伴うとき（財産給付の請求を受ける場合を含む。）は、弁護士は、その経済的利益の額を基準として、第15条又は第16条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

(遺産分割事件等の特則)

第32条 遺産分割事件、遺留分減殺請求事件その他当該家事事件における主たる請求の内容につき経済的利益を算定することができる家事事件の着手金及び報酬金については、事案の性質、事件処理に要する労力、経済的利益の多寡等に応じて、第31条の規定によらず、第15条又は第16条の規定を準用することができる。

(養育費・婚姻費用に関する事件の特則)

第33条 養育費・婚姻費用に関する事件のうち標準算定表を基準に事件処理を行う場合の着手金及び報酬金は、第31条の規定によらず、次表のとおりとすることができる。

事件の内容	着手金	報酬金
調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件	11万0000円以上 33万0000円以下	11万0000円以上 33万0000円以下
審判事件	11万0000円以上 33万0000円以下	11万0000円以上 33万0000円以下

- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、前項の規定による調停事件の着手金の2分の1とする。
- 3 調停事件又は仲裁センター事件から引き続き審判事件を受任するときの着手金は、発生しないものとする。

(別表第一事件の特則)

第34条 家事事件手続法第39条・別表第一に掲げる家事審判事件（成年後見人の選任、保佐人の選任、特別代理人の選任、子の氏の変更、離縁の許可、財産管理人の選任、相続放棄の申述、遺言書の検認、遺言執行者の選任、遺留分の放棄等）であって事案簡明なものについての弁護士

報酬は、第31条の規定によらず、5万5000円以上22万円以下の手数料とすることができる。

(ハーグ条約適用対象事件)

第35条 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく事件（子の返還に関する事件、面会交流その他の交流に関する事件、出国禁止命令申立事件及び旅券提出命令申立事件の総称。以下「ハーグ条約適用対象事件」という。）の着手金及び報酬金は、第31条の規定によらず、次表のとおりとする。

事件の内容	着手金	報酬金
子の返還申立事件	77万0000円以上 110万0000円以下	77万0000円以上 110万0000円以下
面会交流調停・審判申立事件	55万0000円以上 7万0000円以下	55万0000円以上 77万0000円以下
子の返還、面会交流等に係る交渉事件	33万0000円以上 55万0000円以下	33万0000円以上 55万0000円以下
出国禁止命令、旅券提出命令申立事件	11万0000円以上 22万0000円以下	11万0000円以上 22万0000円以下

第3節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第36条 刑事事件の着手金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容		着手金
起訴前	事案簡明な事件	22万0000円以上55万0000円以下
	上記以外の事件	55万0000円以上
第一審	事案簡明な裁判員裁判対象事件	55万0000円以上110万0000円以下
	上記以外の裁判員裁判対象事件	110万0000円以上
	事案簡明な裁判員裁判対象外の事件	22万0000円以上55万0000円以下
	上記以外の裁判員裁判対象外の事件	55万0000円以上110万0000円以下
上訴審	事案簡明な事件	33万0000円以上55万0000円以下
	上記以外の事件	55万0000円以上
再審事件		55万0000円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、第一審については事実関係に争いがなく、かつ、公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件、上訴審については事実関係に争いがない情状事件をいう。

(刑事事件の報酬金)

第37条 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容		結果	報酬金
起訴前	事案簡明な事件	不起訴	33万0000円以上 55万0000円以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
	前段以外の事件	不起訴	55万0000円以上
		求略式命令	55万0000円以上

第一審	事案簡明な裁判員 裁判対象事件	刑の全部又は一部の執行猶予	55万0000円以上 110万0000円以下
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
	前段以外の裁判員 裁判対象事件	無罪	220万0000円以上
		刑の全部又は一部の執行猶予	110万0000円以上 220万0000円以下
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
	事案簡明な裁判員 裁判対象外の事件	刑の全部又は一部の執行猶予	33万0000円以上 55万0000円以下
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
	前段以外の裁判員 裁判対象外の事件	無罪	110万0000円以上
		刑の全部又は一部の執行猶予	55万0000円以上 110万0000円以下
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
上訴審又は再審事件	無罪	110万0000円以上	
	刑の全部又は一部の執行猶予	55万0000円以上 110万0000円以下	
	求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額	
	検察官上訴が棄却された場合	110万0000円以上	
再審請求	再審開始決定がされた場合	110万0000円以上	

2 前項の事案簡明な事件とは、第36条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ、結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

(刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

第38条 起訴前に受任した事件が起訴(求略式命令を除く。)され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第36条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。

2 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件当たりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

(検察官の上訴取下げ等)

第39条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻し若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は、それまでに弁護士が費やした時間及び執務量を考慮した上、第37条の規定を準用する。

(保釈等)

第40条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金と別に、それぞれ11万円以上33万円以下の範囲の額を受けることができる。

(告訴、告発等)

第41条 告訴、告発、検察審査会の申立て、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、1件につき11万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

第4節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

第42条 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前又は送致後	33万円以上55万円以下
抗告、再抗告又は保護処分の取消し	33万円以上55万円以下

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	33万円以上
その他	33万円以上55万円以下

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等)

第43条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第4条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなす。

- 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、第42条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件当たりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、第3章第3節の規定による。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を樹にするときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第4章 手数料

(手数料)

第44条 手数料は、契約に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額等を基準として、各号に定めるとおりとする。経済的利益の額の算定については、第12条から第14条までの規定を準用する。

- 証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。）

分類	手数料
基本	22万0000円に第15条の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額
特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

- 即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。）

分類	経済的利益	手数料
示談交渉を要しない場合	1000万円以下の場合	11万0000円
	1000万円を超え3000万円以下の場合	1.1%
	3000万円を超え3億円以下の場合	0.55%+16万5000円
	3億円を超える場合	0.33%+82万5000円

示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第16条又は第20条から第24条までの各規定により算定された額
------------	---

(3) 公示催告 即決和解の示談交渉を要しない場合と同様

(4) 倒産事件の債権届出

分類	手数料
基本	5万5000円以上11万0000円以下
特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

(5) 法律関係調査又は事実関係調査

分類	手数料
基本	5万0000円以上22万0000円以下
特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

(6) 契約書類及びこれに準ずる書類の作成

分類	経済的利益	手数料
定型	1000万円以下の場合	11万0000円
	1000万円を超え1億円以下の場合	22万0000円
	1億円を超える場合	33万0000円以上
非定型 —基本	1000万円以下の場合	11万0000円
	1000万円を超え3000万円以下の場合	1.1%
	3000万円を超え3億円以下の場合	0.33%+23万1000円
	3億円を超える場合	0.11%+89万1000円
非定型 —特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
公正証書にする場合	上記手数料に3万3000円を加算した額	

(7) 内容証明郵便作成

分類	手数料
基本	3万3000円以上5万5000円以下
特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

(8) 遺言書作成

分類	経済的利益	手数料
定型	11万0000円以上22万0000円以下	
非定型 —基本	2000万円以下の場合	22万0000円
	2000万円を超え3000万円以下の場合	1.1%
	3000万円を超え3億円以下の場合	0.33%+23万1000円
	3億円を超える場合	0.11%+89万1000円
非定型 —特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
公正証書にする場合	上記手数料に3万3000円を加算した額	

(9) 遺言執行

分類	経済的利益	手数料
基本	1500万円以下の場合	33万0000円
	1500万円を超え3000万円以下の場合	2.2%

	3000万円を超え3億円以下の場合	1.1%+33万0000円
	3億円を超える場合	0.55%+198万0000円
特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額	
遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、事件の性質に応じ、この弁護士報酬基準により算定される額を加算する。	

(10) 会社設立等

分類	資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額	手数料
設立、増減資	250万円以下の場合	11万0000円
	250万円を超え1000万円以下の場合	4.4%
	1000万円を超え2000万円以下の場合	3.3%+11万0000円
	2000万円を超え1億円以下の場合	2.2%+33万0000円
	1億円を超え2億円以下の場合	1.1%+143万0000円
	2億円を超え20億円以下の場合	0.55%+253万0000円
	20億円を超える場合	0.33%+693万0000円
合併、分割、組織変更	8500万円以下の場合	220万0000円
	8500万円を超え1億円以下の場合	2.2%+33万0000円
	1億円を超え2億円以下の場合	1.1%+143万0000円
	2億円を超え20億円以下の場合	0.55%+253万0000円
	20億円を超える場合	0.33%+693万0000円
通常清算	3500万円以下の場合	110万0000円
	3500万円を超え1億円以下の場合	2.2%+33万0000円
	1億円を超え2億円以下の場合	1.1%+143万0000円
	2億円を超え20億円以下の場合	0.55%+253万0000円
	20億円を超える場合	0.33%+693万0000円

(11) 株主総会等指導

分類	手数料
基本	33万0000円以上
総会等準備も指導する場合	55万0000円以上

(12) 現物出資等証明(会社法第33条第10項3号等に基づく証明) 33万0000円

(13) 簡易な自賠償請求

給付金額	手数料
150万円以下の場合	3万3000円
150万円を超える場合	2.2%

(14) 任意後見契約及び財産管理・身上監護

分類	事務処理の内容	手数料
	契約の締結に先立って依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他依頼者の財産管理又は身上監護に当たって把握すべき事情等を調査する場合	法律関係調査又は事実関係調査の基準を準用する。
契約締結後、委任事務処理を開始した場合	日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合	月額1万1000円以上 5万5000円以下
	前段の基本的事務に加えて、収益不動産	月額3万3000円以上

	産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	11万0000円以下
	不動産の処分等日常的若しくは継続的な事務処理に該当しない事務を処理した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合	事件の性質等に応じてこの弁護士報酬基準により算定される額
契約締結後その効力が生じるまでの間に依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合		1回当たり1万1000円以上 5万5000円以下

第5章 時間制報酬

(時間制報酬)

第45条 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第3章、第4章及び第7章の規定によらないで、1時間当たりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。

- 2 前項の単価は、1時間ごとに2万2000円以上とする。ただし、受任した事件等の処理に要した時間に1時間に満たない端数が生じた場合、その端数については、依頼者との協議により弁護士報酬を定めるものとする。
- 3 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

第6章 顧問料

(顧問料)

第46条 顧問料は、次のとおりとする。

- (1) 事業者 月額5万5000円以上
- (2) 非事業者 年額6万6000円（月額5500円）以上
- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により、個別に定めるものとするが、特に明記しない場合には、電話、ファックス、電子メール及び面談等による一般的かつ簡易な法律相談業務とする。
- 3 法律関係調査、契約書その他の書類の作成、書面による鑑定、契約立会い、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会い、講演などの業務の内容及び弁護士報酬並びに交通費及び通信費などの実費の支払等については、弁護士は、依頼者と協議の上、顧問契約の中で、その対応方法を決定する。ただし、当該各業務に関しては、あらかじめ顧問契約では定めをせず、別途個別的に定めることもできる。

第7章 日当

(日当)

第47条 日当は、次表のとおりとする。

半日（往復2時間を超え4時間以内）	3万3000円以上5万5000円以下
1日（往復4時間を超える場合）	5万5000円以上11万0000円以下

- 2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。
- 3 弁護士は、前項の規定により日当を預かった場合には、その都度又は1年に2回以上精算するものとする。

第8章 実費等

(実費等の負担)

- 第48条 依頼者は、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金その他委任事務処理に要する実費を負担する。
- 2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。
 - 3 事件の内容及び管轄裁判所の場所などにより、通常範囲の通信費、近距離の交通費などについては、依頼者と協議の上、一定額の実費を受領し、実際額との過不足を精算しないことができる。

(交通機関の利用)

- 第49条 弁護士は、交通機関の種別を選択することができる。
- 2 交通機関の等級については、あらかじめ弁護士と依頼者が協議して定めた運賃の等級を利用する。事前に協議をしなかった場合には、弁護士が選択した交通機関の種別に応じて次表のとおり等級を利用することができるものとする。

交通機関の種別	等級
国内線航空機	上級（プレミアム）クラス又はこれに相当するクラス
国際線航空機	ビジネスクラス又はこれに相当するクラス
国内JR、私鉄線	グリーン車（これがない場合には、特急指定席）
国内船舶	1等船室
タクシー	実費
地下鉄、バス	実費
自家用車	ガソリン代及び有料道路費用並びに相当額

第9章 委任契約の清算

(委任契約の中途終了)

- 第50条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により中途で終了した場合には、弁護士は、依頼者と協議の上、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求するものとする。
- 2 前項の場合において、委任契約の終了につき、弁護士にのみ重大な責任があるときは、弁護士は、受領済みの弁護士報酬の全部を返還するものとする。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議の上、その全部又は一部を返還しないことができる。
 - 3 第1項の場合において、委任契約の終了につき弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたときその他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することはできない。

(事件等の処理の中止)

- 第51条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。
- 2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知する。
 - 3 前項の通知は、依頼者が弁護士に届け出た住所に発すれば足りるものとする。

(弁護士報酬の相殺等)

- 第52条 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金

錢債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

- 2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知する。
- 3 前項の通知は、依頼者が弁護士に届け出た住所に発すれば足りるものとする。

以上